

駅無人化を中止・撤回し、駅有人化を義務付ける法律の整備を求める意見書

南海電鉄では平成 25 年 4 月 1 日現在、100 駅中 33 駅が無人駅であり、堺市内においては 15 駅中、4 駅が終日無人駅、2 駅が一部無人駅である。JR では無人駅はないというものの、時間帯により有人の改札及び窓口を閉鎖する駅が、堺市内において 7 駅中 3 駅あるという事態が生じている。無人化の理由は、利用者減などによる鉄道経営の困窮のためという一点張りである。

駅係員を配置しない駅、いわゆる無人駅では、利用者とりわけ障害者、車いす利用者、妊娠女性、高齢者の利便性・安全性の大幅な低下を招くことは明らかである。対応策としている有人駅からの制御・監視も、常時体制ではなく、駅係員が他の職務を行いながら行うものであり、遠隔制御・監視システムの故障・誤操作、改札機のトラブル、ホームでの転落事故等、緊急時における対応が十分であるとは言えないものである。

また、地域の安全を脅かす夜間の不審者や犯罪など防犯上の観点からも多くの問題を誘発することが懸念される。これらは、特に障害者、高齢者、妊娠女性、子どもをはじめとした、いわゆる社会的弱者の利用者と鉄道沿線の住民に大きな不安を与えることになるものであり、強い危惧を抱かざるを得ないものである。

加えて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー新法では、その第 1 条で「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を、障害者基本法第 21 条第 2 項では、「交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない」ことを明確に規定しており、今般のような駅の無人化はこれら法律の趣旨・精神にも反するものであり、到底容認できるものではない。

よって、政府におかれては、駅無人化を進める公共交通事業者等に対し、すべての利用者がより円滑に利用できる十分な人的対応を行うよう指導するとともに、安全・安心の観点から、少なくとも 1 日当たりの平均的な利用客数が 1,000 人以上の鉄道駅等旅客施設には有人化、すなわち駅係員等を置くことを義務付ける法律を早急に整備することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 24 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

—各宛